

関東甲信越厚生局に

届け出ている施設基準は下記の通りです

- 夜間・早朝等加算 ■明細書発行体制等加算
- ニコチン依存症管理料 ■医療情報取得加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- がん治療連携指導料 ■外来感染対策向上加算 ■連携強化加算
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療 DX 推進体制整備加算 ■情報通信機器を用いた診療
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（1）